

## 17 不法投棄及び不法焼却等に関する事項

廃棄物の投棄、焼却及び指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の保管、収集、運搬又は処分は原則禁止されており、**直接罰の対象**となっています。

また、廃棄物の投棄、焼却の未遂行為についても、同様です。

なお、焼却については、風俗慣習、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、法令で別に定められた焼却については、罰則の適用から除かれる場合があります。

### 【解説】

#### ◎ 不法投棄の禁止

[法16条関係]

**廃棄物の投棄は禁止**されており、罰則の対象となります。

● **廃棄物の投棄禁止違反**：5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

（廃棄物の投棄未遂であっても罰則の対象となることがあります）

なお、不適切な廃棄物の保管は、不法投棄などの不適正処理とみなされることがあります。

#### ◎ 不法焼却（いわゆる「野焼き」）の禁止

[法16条の2関係]

**処理基準に従わない廃棄物の焼却は禁止**されており、罰則の対象となります。

● **廃棄物の焼却禁止違反**：5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

（廃棄物の焼却未遂であっても罰則の対象となることがあります）

#### 法令で定める例外

中間処理基準に従って行う廃棄物の焼却のほか、次の行為が焼却の禁止規定の例外として扱われています。ただし、**生活環境保全上の支障がある場合は、行政指導等の対象となることがあります。**

- ① 他法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
  - ・ 家畜伝染病予防法に基づく患畜又は疑似患畜の死体の焼却
  - ・ 森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条・樹皮の焼却 等
- ② 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
  - ・ 河川管理者や海岸管理者がその管理を行うため伐採した草木、漂着物等の焼却 等
- ③ 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - ・ 凍霜害防止のための稲わらの焼却
  - ・ 災害時の木くず等の焼却 等
- ④ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - ・ どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
- ⑤ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - ・ 林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却 等
- ⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
  - ・ たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の枯葉や木くず等の焼却



《中間処理基準を満たさない焼却の例》  
土場の上での焼却、ドラム缶・一斗缶・簡易焼却炉での焼却などがこれに当たります。

**法人が廃棄物の不法投棄や不法焼却又はそれらの未遂の行為をした場合は、**実行者のほか、その法人も罰則の対象となります。

● **法人の行った廃棄物の不法投棄や不法焼却又は未遂**：3億円以下の罰金

**廃棄物の不法投棄や不法焼却目的の収集又は運搬は禁止**されており、罰則の対象となります。

● **廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬違反**：3年以下の懲役、300万円以下の罰金、又はこの併科

#### ◎ 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理の禁止

[法16条の3関係]

**指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理は原則禁止**されており、罰則の対象となります。

● **指定有害廃棄物の処理違反**：5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

次の場合を除き硫酸ピッチの保管、収集、運搬又は処分をしてはいけません。

- ① 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従って行う処理
- ② 他法令又はこれに基づく処分により行う処理（再生を含む。）